

00580

鳥取県公報

昭和二十七年六月六日 金曜日
第二千三百十八号

本書ノ大キサハ國定規格▲五判

鳥取県知事 西 尾 愛 治

昭和二十七年六月六日

鳥取県規則第三十八号

鳥取県労働教育審議会設置規程
(設置及び目的)

第一條 労働教育に関する施策の樹立及びこれが運営の適正を期するため、鳥取県労働教育審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諸向に答え又は労働教育に関する事項を調査審議し知事に意見を具申するものとする。

(組織)

第二條 審議会は、労働者を代表する委員(以下「労働者委員」という。)使用者を代表する委員(以下「使用者委員」という。)及び公益を代表する委員(以下「

◆規則
◆告示
◆専門技術員の資格審査
◆保険医の指定
◆保険医の異動
止
鳥取県木工業振興対策審議会規程外一件廢止
国民健康保険法に基く条例廃止の認可
国民健康保険法に基く条例制定の認可
造林地の指定解除
◆正誤
中訂正
昭和二十七年一月十五日県告示第六十八号

鳥取県労働教育審議会設置規程をここに公布する。

00584

00583

二、審査を出願すべき専門項目

(1) 病害虫 (2) 土壤肥料 (3) 稲 四麦及び雑穀 (4) 田そ菜

及びいも類 内畜産 (5) 生活改善 (6) 農機具及び畜力

利用 (7) 農産加工 (8) 農業土木 (9) 家畜衛生 (10) 飼料及び綠

肥作物 (11) 工芸作物 (12) 農業土木 (13) 営農林

七當農林

三、提出書類及び受付期限

(1) 審査出願書 別記様式

1、受付期限

昭和二十七年六月三十日まで

2、審査出願書に添附すべが書類

(1) 履歴書 別記様式

(2) 出願資格を証明する資料

(1) 最終学校卒業証明書又は試験検定合格証明書
(2) 関係勤務先の勤務証明書又はこれに代るべき資料

き資料

4、審査出願書類の提出部数

1、審査出願書 三部

2、履歴書 三部

3、出願資格を証明する資料各二部(一部は写でもよ

い)

4、過去の業績報告書 三部

(3) 過去の業績報告書 別記様式

(4) 文獻(あれば適宜)

字数は四〇〇字詰原稿用紙二〇枚(八、〇〇〇字)
以内とする。但し図表はこの限りでない。

2、作成要領

受審有資格者に七月五日までに通知する。

1、審査課題の発表

2部作成提出のこと。

3、提出部数

4、課題答案の提出締切期日

昭和二十七年八月五日

3、審査出願書類の提出部数

1、審査出願書 三部

2、履歴書 三部

3、出願資格を証明する資料各二部(一部は写でもよ

い)

4、過去の業績報告書 三部

- 5、文献 あれば適宜
- 五、専門項目二以上につき受審しようとする者は前項の審査出願書類を専門項目別にそれぞれ定められた部数を提出するものとする。
- 六、出願書及び課題答案の提出先
- 鳥取市東町 鳥取県農林部農業改良課
- 七、審査出願資格

(1) 旧制又は新制大学若しくは外国におけるこれと同等以上の学校で農業又は家政に関する課程を修了した者で卒業後三箇年以上国、公共団体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関

(2) 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)新制高等(外国にあるものを含む)において、試験研究若しくは教育に従事した者で卒業後三箇年以上国、公共団体若しくは法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関

(3) 旧制中等学校(旧制乙種農学校を含む)新制高等学校又は外国におけるこれと同等の学校を卒業した者、又は実業学校卒業程度検定規程及び専門学校入学者検定規程による試験検定に合格した者で卒業又は合格後十箇年以上国、公共団体又は法人立の農業若しくは家政に関する試験研究教育機関(外国にあるものを含む)において試験研究若しくは教育に従事した者、又は国、公共団体若しくは法人の組織(外国にあるものを含む)において農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

(4) 旧制専門学校、新制短期大学又はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

(5) 旧制専門学校、新制短期大学又はこれに準ずる教育機関若しくは外国におけるこれと同等の学校で農業若しくは家政に関する実務又は普及事業に従事した者。

あるものを含む)において農業若しくは家政に関する
実務又は普及事業に従事した者。

八、受審資格の有無決定

1、期日 昭和二十七年七月五日までに決定する。

2、受審有資格者は受審票を送付する。

00585

様式(一)(用紙半紙)

審査出願書

本籍地

現住所

学業
一、年月 何学校何科何学年に入学
一、年月 何学校何科卒業(又は何学校中途退学)
業務

氏名(振仮名をつけること)
生年月日

私儀○○○の項目について専門技術員の審査を受けたい
ので書類を具して願い上げます。

年月日

氏名(振仮名をつけること)

一、年月 何事由により何賞何罰を受く
身上に關する件

一、年月 何事由により改氏名等

(記載注意)

知事宛

右

氏名(振仮名をつけること)

生年月日

一、年月 何事由により何賞何罰を受く
身上に關する件

一、年月 何事由により改氏名等

(記載注意)

00586

病性の早期検定について

〔二〕研究期間

自昭和 年 月至昭和 年 月

〔三〕発表場所又は発表書籍名とその年月

○○学会において発表(農学 年 月号より

月号までに掲載)

〔四〕共同従事者の有無及び受持区分

なし

〔四〕備考

B 一、所属機関名 ○○農林専門学校

二、職名 教授

三、職務内容 教育

〔一〕担当科目名

飼科學、家畜飼養學

〔二〕担当期間

過去の業績報告書様式及び記載例

A 一、所属機関名 農林省○○農業試驗場

二、職名 農林技官

三、職務内容 試驗研究

〔一〕研究事項とその概要

水稻に關する事項—温床育苗による葉稻熱病耐

様式(二)(用紙半紙)

履歴書
本籍地
現住所氏名(振仮名をつけること)
生年月日

生年月日

一、賞罰は経歷上特に重要な事項。	
一、身上に關する事項は氏名の変更等身上の異動を記載すること。	
業務記載例	
一、就業年月日	
二、離職又は転職年月日	
三、右の継続して従事した期間、何年何箇月	
四、職務及び試験研究の内容	
イ、職名 例えは何々県技術吏員(二級)	
ロ、内 容 稲の栽培法改良に關する試験	
ハ、勤務機関名 何々県農業試驗場	
一、所属機関名 農林省○○農業試驗場	
二、職名 農林技官	
三、職務内容 試驗研究	
〔一〕研究事項とその概要	
水稻に關する事項—温床育苗による葉稻熱病耐	

C

一、所属機関名 ○○県農業会

二、職名 ○○県農業会技術普及事業

三、職務内容

① 乳牛の飼養管理

② 係名及び地位その他

○○郡農業会畜産係に技術員として奉職

③ 従事年数

一四年

④ 指導の内容及び地域

○○郡一円の実地指導

⑤ 家畜の飼養管理

○○県農業会畜産課畜産係 係長

⑥ 係名及び地位

○○県農業会畜産課畜産係 係長

⑦ 従事年数

六年

⑧ 指導の内容及び地域

主に乳牛その他中、小家畜の導入について係長として勤務県内○○割は実地指導

四、備考
 ○○県農業会乳牛係長を歴任後○○農学校畜産学講師として奉職（この場合Bの様式によつて項を改め記入）

D 一、所属機関名 ○○立○○牧場

二、職名 業務主任

三、職務内容 実務

① 従事の内容

家畜の改良増殖及び畜産製造業

② 飼養家畜の種類及び頭数（年平均）

乳牛

一五頭

③ 従事年数

豚

三〇頭

④ 業績発表

雑誌○○年

月号に発表

⑤ 牧場総面積

四、備考

○○年

鳥取縣告示第二百八十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医を次のように

事項目に該当せぬものは備考としてその書式は任意とする。

三、職務内容の変更（試験研究から普及事業え）あつた時は項を改め記入のこと。

四、各事項の内容はでき得る限り詳細に記入し

事項目に該当せぬものは備考としてその書式は任意とする。

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

鳥取縣告示第二百九十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）及び船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）に基く保険医に次のような異動があつた。

00588

00587

○施設地	反	○農地	町
○放牧地	町	○その他	町
計		反	町
記載注意			
一、所属機関名及び職名は現在又は最終のもの を記入のこと。			
二、主な試験研究等についてはその内容を知り 得る説明書又はできれば別に書籍を添付のこ と。			
三、職務内容の変更（試験研究から普及事業え） あつた時は項を改め記入のこと。			
四、各事項の内容はでき得る限り詳細に記入し			
事項目に該当せぬものは備考としてその書式 は任意とする。			

科	診	療	所	地	氏	名	指
名	名	称	一所	在	所	地	年月日
内科	財團法人	西伯郡所子村字所	笠木慶治	昭和二			
小兒科	所子診療所	子					
外科	都田	医院	都田寅三	昭和二			
整形外	都田	医院	都田寅三	昭和二			
科	堀井	医院	堀井度	昭和二			
	庄内村						
	堤井						
	京町						
	都田寅三						

五月一日

五月一日

診療科名 診 療 所

名 称 所 在 地 異動事由 氏 名 年 月 日

内、小 山本 西伯郡大 診療所 山本 昭和二
科 医院 篠津村一 浜村 所在地 晴久 十七年
皮 性 方九〇 成区姫松 通り一丁 麦更 四月一
科 医院 一四内、小 小橋 鳥取市吉 大阪市西 ノ 山本 昭和二
科 医院 一四 通り一丁 一四 麦更 四月一
皮 性 一四内、小 小橋 鳥取市吉 大阪市西 ノ 山本 昭和二
科 医院 一四 通り一丁 一四 麦更 四月一
皮 性 一四

00589

鳥取県告示第二百九十一号

次に掲げる告示は廃止する。
 昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県木工業振興対策審議会規程

(昭和二十四年五月鳥取県告示第二百四十三号)

鳥取県中小企業振興資金融資委員会規程

(昭和二十四年十二月鳥取県告示第七百十九号)

鳥取県告示第二百九十二号

国民健康保険を行ふ次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十三の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十七年六月六日

一、国民健康保険を行ふ村 昭和二十七年三月三十一日 認可年月日

八頭郡隼 村

八頭郡隼村外 一ヶ村 昭和二十七年三月三十一日 認可年月日

大御門村

鳥取県告示第二百九十三号

国民健康保険を行ふ次の村に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八條の十三の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十七年六月六日

一、国民健康保険を行ふ村 昭和二十七年三月三十一日 認可年月日

八頭郡隼村外 一ヶ村 昭和二十七年三月三十一日 認可年月日

大御門村

00590

鳥取県告示第二百九十四号

次の通り造林地の指定を解除した。

番地	造林地の所在	地目	地積	指定年月日	年月日	計	解 除 年 月 日	内 变 更 の	麥 变 更 の 理 由	備 考
二八七	東伯郡高城村大字河來見字倉切谷一	原	五畝步	二七、三、三一	二七、六、六	二七、六、六	二七、六、六	伐採跡地等報告書提出した爲	伐採跡地等報告書提出した爲	所有者大字三本杉御古淺藏
	○○九ノ一二									

昭和二十七年六月六日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

正 誤

昭和二十七年二月十五日鳥取県告示第六十八号中誤りがあるので次のとおり訂正する。

頁 番号 誤

八 7 ノ越城野原ノ三 一、二七〇

ノ越城野原ノ三 三七〇ノ一